

地方独立行政法人市立秋田総合病院公募型指名競争入札実施要綱

〔平成26年4月1日〕
理事長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「病院」という。）が発注する建設工事および業務委託（以下「工事等」という。）について、公募型指名競争入札を実施するため、地方独立行政法人市立秋田総合病院会計規程、地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）、地方独立行政法人市立秋田総合病院工事請負業者選定要領（以下「工事請負業者選定要領」という。）、地方独立行政法人市立秋田総合病院業務委託業者選定要領（以下「委託業者選定要領」という。）および入札心得に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 公募型指名競争入札の対象は、施工実績等病院の理事長（以下「理事長」という。）が指定する事項（以下「指定事項」という。）を入札参加の要件とする工事等（以下「対象工事等」という。）とする。

2 前項に規定にかかわらず、次に掲げる工事等は、この要綱で定める公募型指名競争入札の対象としない。

- (1) 特定建設工事共同企業体へ発注する建設工事
- (2) 発注する工事等が緊急を要するもの
- (3) 専門性を有する等により、発注する工事等を施工・履行できる者が限られるもの
- (4) その他公募型指名競争入札で行うことが適切でないと認められる工事等

3 第1項に定める工事等を発注する場合においては、市立秋田総合病院工事（業務委託）請負業者選定審議委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て決定するものとする。

(入札参加資格者)

第3条 前条第1項に定める工事等の公募型指名競争入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 契約事務規程第24条において準用する契約事務規程第6条第1項から第3項までに規定する資格を有すること。
- (2) 契約事務規程第7条の規定に該当しないこと。
- (3) 発注する建設工事の工種について建設業法に基づく許可を受けていること。
- (4) 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- (5) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でな

いこと。

(7) その他工事等ごとに定める要件を満たすこと。

(入札案件の公表)

第4条 理事長は、第2条第1項に定める工事等を発注する場合においては、あらかじめ次の各号に掲げる事項を病院のホームページへ掲載し、公表するものとする。

(1) 入札に付する工事等の名称、施工・履行場所、工期・履行期間、入札参加要件および予定価格

(2) 入札参加申込の方法

(3) 入札執行の日時および場所、入札保証金、契約日等

(4) 入札方法

(5) 契約条項を示す場所

(6) 入札の無効

(7) 設計図書の頒布等

(8) その他必要な事項

(入札参加申込等)

第5条 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

(1) 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

(2) 参加しようとする公募型指名競争入札に係る工事等と同規模以上の工事等の施工実績調書(様式2)(秋田市又は病院の発注に係る工事等以外の工事等については、契約書の写しを添付)

(3) 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式3)

(4) その他指定事項に係る要件を満たしていることを証する書類

(提出書類等の審査)

第6条 理事長は、提出された書類等を審査し、適当と認められた者を公募型指名競争入札に参加する資格を有するものとして、委員会の審議を経て認定するものとする。

(選定)

第7条 理事長は、前条の規定に基づいて認定した者を公募型指名競争入札の参加者(以下「参加者」という。)として選定するものとし、その代表者に指名の通知をするものとする。

2 理事長は、第4条の規定に基づき公募型指名競争入札により競争を行わせる工事等である旨を公表した工事等で、前条の規定に基づいて認定された者が3者以下の場合、5者以上の競争となるよう工事等の施工・履行可能な業者を追加して、参加者として選定することができる。この場合における参加者の選定は、工事請負業者選定要領又は委託業者選定要領によるほか、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 格付け等級を指定した場合は、当該指定した等級の上位又は下位の等級の者の中から選定する。

(2) 地域指定をした場合は、当該指定した地域以外の地域の者の中から選定する。
(設計図書等の閲覧等)

第8条 設計図書等の閲覧は、病院事務局総務課において行うものとする。

2 設計図書等の複写を希望する者は、申し出て複写することができるものとする。
(非選定者への理由説明)

第9条 理事長は、第5条の規定により公募型指名競争入札への参加を申し込んだ者のうち、第7条の規定により選定されなかった者（以下「非選定者」という。）に対して、所定の期限内に当該選定されなかった理由について説明を求めることができる旨を付記し、通知するものとする。

2 理事長は、非選定者から選定されなかった理由について書面により説明の求めがあった場合は、書面により速やかにその理由の説明を行うものとする。
(工事費内訳書の提示等)

第10条 入札を執行する者は、入札に際し、参加者から工事費内訳書（様式6）を提示させるものとする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。